

第258回山形県開発審査会議事録

1 日 時

平成25年11月28日(木) 13時30分から14時00分まで

2 場 所

県庁 10階 1002会議室

3 出席委員 安孫子委員、飯野委員、板垣委員、鈴木委員、長沼委員、本木委員

6名

欠席委員 井上委員

1名

4 事務局報告

山形県開発審査会条例第4条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、西尾都市計画課長があいさつした。

5 開会

山形県開発審査会条例第4条第2項の規定により、安孫子会長が議長となった。

6 議 事

(議 長)

それでは議事に入ります。

まず始めに、本日の議事録署名委員2名を私から指名します。鈴木委員、長沼委員以上の両委員にお願いいたします。

今回は、開発審査会への事後報告案件が4件です。

開発審査会への事後報告案件については、個人のプライバシーに関するものなので、非公開といたします。

それでは、非公開案件に入ります。

議第1号の開発許可案件について、事務局の説明を求めます。

(事 務 局)

(県土整備部都市計画課 長谷川主事が説明)

(議長)

以上の説明ですが、御質疑、御意見等ございませんか。

(本木委員)

3点あります。

1点目ですが、開発許可の申請があり、都市計画道路がかかっている場合は、開発許可担当部局と都市計画担当部局の連携はどのようになっていますか。

また、将来的には、用地買収ということになると思いますが、それでも家の建築等を許可できるのでしょうか。

2点目ですが、農地転用許可と開発許可の手続きの進め方はどのように行っているのでしょうか。

3点目ですが、2番目と3番目の案件について、申請を受けてから許可をするまで、なぜ3ヶ月程度かかったのでしょうか。

(事務局)

1点目ですが、開発許可担当部局も、申請者も、都市計画の規制がかかっていることは承知しています。開発許可担当部局と都市計画担当部局で連携しながらそれぞれの許可を行っています。

まだ事業化にいたっていない都市計画決定区域内では、木造住宅のような撤去が容易な建築物は、禁止されていません。開発許可とは別の許可を受けることにより建築できます。

事業化されると、建築等は原則として禁止されます。

また、都市計画決定して長期未着手になっている路線も多数あり、都市計画担当部局で見直し作業をしているところです。

今回の案件についても、今のところ事業化の見込みがない路線であるため、家を建築したいという申請があった場合、許可されることとなります。

2点目ですが、並行して手続きを進め、農地転用許可と開発許可を同時に行っています。

3点目ですが、2番目の案件については、申請者が地盤のボーリング調査を

行ったことが理由です。3番目の案件については、農業振興地域の除外と農地転用の許可が必要な土地であり、そちらの手続きの日程に合わせたことが理由です。

(議 長)

今回はそれぞれ特別な事情があったため、許可に時間を要したということですね。

(事 務 局)

はい。通常であれば、申請から約1ヶ月で許可されます。

(議 長)

その他御意見、御質問等ございませんでしょうか。ないようですので、これを了承することとし、本日の議事を終了します。

7 その他

「開発許可に関する最近の動向について」について説明した。

(閉会 14時00分)